

## 第6章 公用負担及び公務災害補償

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637  
TEL: 773/936-5000 FAX: 773/936-5001  
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

## 第6章 公用負担及び公務災害補償

### 第1節 公用負担

#### 1 公用負担

(1) 水防管理者(町長)又は消防団長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

ウ 車輛及びその他運搬用機器の使用

エ 工作物及びその他障害物の処分

(2) 公用負担命令をすることは、公用負担命令書(別記様式1)を交付して行うものとする。

(3) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、委任を受けた証明書(別記様式2)を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(4) 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、公用負担命令書(別記様式1)を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

#### 2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

